

平成25年3月22日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官
平成24年(仮)第164号 政務調査費返還請求控訴事件
(原審・大阪地方裁判所平成22年(仮)第160号)

口頭弁論終結日 平成25年1月25日

判 決

堺市堺区南瓦町3番1号

控訴人（被告）	堺	市	長
	竹	山	修
同訴訟代理人弁護士	比	嘉	身
同	比	嘉	丈
同	川	上	邦
同	橋	本	確
同	酒	井	匡
同 指定代理人	竹	下	弘
同	中	井	美
同	和	田	奈
			泰
			夫
			忠
			森

堺市北区金岡町2365番地

控訴人（被告）補助参加人	吉	川	守
同訴訟代理人弁護士	澤	田	隆
同	阪	上	健
同	阪	上	剛

堺市堺区

被控訴人（原告）	[REDACTED]		
同訴訟代理人弁護士	大	川	一
同	友	弘	夫
同	吉	村	幸
			介

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人補助参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、堺市の住民である被控訴人が、堺市議会議員である控訴人補助参加人（以下「補助参加人」という。）が平成20年度に堺市から交付を受けた政務調査費（以下「本件政務調査費」という。）からした事務所賃料180万円及び駐車場賃料12万円の支出（以下「本件各支出」という。）が使途基準に反する違法なものであり、補助参加人は堺市に対して本件各支出相当額の金員を不法行為に基づき賠償するかあるいは不当利得として返還すべきであるのに、控訴人はその請求を違法に怠っているとして、控訴人に対し、補助参加人に対して本件各支出相当額合計192万円及びこれに対する平成20年度の政務調査費に係る収支報告書の提出期限の翌日である平成21年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求めている住民訴訟である。
- 2 原審は、被控訴人の請求を認容したので、これを不服とする補助参加人が控訴した。
- 3 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次とおり補正し、後記4において当審における補助参加人の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 関係法令等の定め」、「2 前提事実」及び「3 争点及びこれに関する当事者の主張」（原判決2頁18行目から15頁23行目まで）に記載のとおりであるか

ら、これを引用する。

- (1) 原判決3頁23行目の「市長は」の前に次の文章を加える。

「市長は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派又は議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の政務調査費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（7条1項）。」

- (2) 原判決5頁26行目の「充当した」の次に「との収支報告書を提出した」を加える。

- (3) 原判決6頁25行目から26行目にかけての「事後的に作成することは容易である。」の次に次の文章を加える。

「現に、平成17年度に作成されたとされる本件建物の賃貸借契約書（乙6。以下「本件賃貸借契約書」という。）においては、賃料は毎月20日までに翌月分を支払うとされているところ、補助参加人の平成17年度の政務調査費の収支報告書に添付された本件建物賃料の領収書（甲33の1ないし12）に記載された支払日は、いずれも本件賃貸借契約書の支払日を遅滞しており、契約締結直後に賃料の支払を毎月遅滞することは常識では考えられないことから、本件賃貸借契約書は、被控訴人の平成20年度の政務調査費に対する監査請求を受けてから、本件建物の賃貸借契約を仮装すべく作成されたが、その際、平成17年度の収支報告書に添付した領収書（これも仮装のもの）とのつじつま合わせを失念したことにより、上記矛盾が生じたものと考えられ、このことは、本件賃貸借契約書が作成年月日とされる平成17年2月25日当時に作成されたものではないことを示している。」

- (4) 原判決7頁2行目の「いずれも」から3行目の「記載されていること、」まで、8行目の「原告による監査請求後に」をいずれも削除する。

- (5) 原判決8頁3行目の「会館」を「同会館」と改める。

4 当審における補助参加人の補充主張

(1) 本件建物の賃料支払について

ア 本件建物は、昭和55年に、当時補助参加人が実家の1階を売り場として経営していたスーパーマーケットについて、保がスーパーマーケットの倉庫兼事務所に使うために新築したものであり、1階は倉庫として、2階は事務所として使用してきた。補助参加人は、平成10年にスーパーマーケットを廃業し、市議会議員として平成11年4月の初当選後は実家の1階全体を後援会及び政務調査活動に必要な事務所として利用してきた。平成12年9月に母が亡くなり、その後保が一人暮らしであったことから、補助参加人の家族が実家に同居するため実家を建て替えることを計画し、その際、実家の事務所に後援会事務所のみを置き、政務調査事務所は広いスペースが必要であることから、至近距離にある本件建物を改装して保から借りることにした。平成16年6月に実家を解体し、平成17年初めにかけて新築工事をして補助参加人は引っ越ししたが、保は、本件建物を政務調査事務所として使用できるようにするために、平成16年3月に屋上の防水工事を行い、同年4月には事務所とするための内装工事を行い、補助参加人は工事完了後に保から賃借することになった。

イ 本件建物にトイレがないという状態は、スーパーマーケットの事務所として使用していた当時から変わっていないが、その当時から何らの不都合もなかった。

ウ 本件建物には低圧電力の契約がなされているところ、低圧電力は、使用機器により契約容量が決まり、基本料金が高い代わりに使用料金が安い契約であり、一般家庭で使われることはあまりなく、事務所向き契約とされているものである。

エ 本件建物に設置されていた看板は、昭和18年秋頃にタカノ工営からの依頼で桐谷美工こと桐谷伸一が作成したものであり（丙20），事務所と

しての外観は備わっていた。

補助参加人が、事務所が存在する場所に設置する看板に貼付すべき証票の交付を受けるための平成18年の証票交付申請書（甲9の1）に、本件建物を記載していなかったのは、同申請書の記載の趣旨についての認識が低かったことに起因したものであって、事務所としての利用実態がなかつたことを意味しておらず、補助参加人は平成22年には改めて記載している。

オ 政務調査活動のための会合については、自宅兼後援会事務所においては、4ないし6名程度の収容人数しかなく、隣接する応接間も4人掛けであつて、10名以上の会合を行うことは物理的に不可能であったから、本件建物が必要であった。補助参加人は、自治会館を利用した会合も行っていたが、同会館の利用人数は15名から50名までの大人数であるので、最大で12名程度しか着席できない本件建物では行えない大人数の会合の場合に同会館を賃借したものであって、同会館を利用していたことをもって、本件建物での会合の必要性を否定することはできない。

カ 政務調査活動としての地域意見交換会は、本件建物において平成20年度に10回行われたが、これを行うにはそのための資料の作成や検討のための打ち合わせ等の会議が必要となるのであって、本件建物が10回しか利用されていないというものではない。

キ 本件建物の1階の倉庫部分には会議での資料等が保管されており、そのことは写真（丙4の⑥、⑦、丙28）からも明らかである。

ク 政務調査事務所の事務員2名は、週2日ないし3日勤務して調査活動に必要な書類の作成・整理、来客の応対、電話番等の事務をしており、後援会のための仕事もしていたことは否定しないが、自宅兼後援会事務所が使い勝手がよいことから本件事務所に常駐していないのであって、常駐していないことをもって、事務所の必要性を否定することはできない。

ケ 本件建物の賃料は保に現金で渡していた。保はこれを生活費に支出していて、当時はその収入を税務申告していなかったが、平成22年7月21日付けで修正申告している。

なお、本件建物の賃料が、他の市議会議員の政務調査事務所の経費と比較して、仮に高いとしても、合理的範囲内で減額認定すべきことで、賃料全額の支払について相当性を否定するべきではない。

コ 本件建物の恒常的利用が認められないとしても、市政に関する調査研究活動に供される割合に応じた金額について、政務調査費として充当することが認められるべきである。

(2) 本件駐車場の賃料支払について

仮に、自宅兼後援会事務所が政務調査活動のための事務所を兼ねていたとすると、本件駐車場の利用は、後援会活動関係の来訪者のみに限定されているものではなく、政務調査活動関係の来訪者のためにも利用されていたのであるから、政務調査活動のために駐車場を借りる必要性があることが認められ、その賃料支払は本件使途基準に合致した支出である。

(3) 不法行為責任について

仮に、本件各支出が、政務調査費の使途として認められないとしても、不法行為となるものではない。補助参加人が本件建物の賃料支払を認識していることによって、当然に主觀的要件である故意、過失が認定できるものではなく、補助参加人に「逸脱する意図」があるか否かについて具体的な事実に基づく認定をすべきであり、本件では補助参加人にはこのような意図はなく、また、これについて過失も存しない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の本件請求は理由があるからこれを認容すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2において当審における補助参加人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理

由」中の「第3 争点に対する判断」の1及び2（原判決15頁25行目から28頁7行目まで）に認定・説示するとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決17頁24行目から18頁1行目までを次の文章に改める。

「才 補助参加人は、平成20年度において、政務調査活動のために事務員2名（うち1名は補助参加人の姉である。）を雇用していたが、これらの事務員は、主として自宅兼後援会事務所で勤務していた（甲17ないし19〔枝番を含む〕、丙21、証人吉川守〔原審〕、弁論の全趣旨）。」

(2) 原判決18頁20行目から22行目までを次の文章に改める。

「イ 補助参加人は、平成11年に市議会議員に当選した後、保の住む実家（現在の補助参加人の自宅兼後援会事務所の所在地にあった旧建物）の1階を後援会事務所兼政務調査活動用事務所として使用していたが、保と同居するために平成16年6月頃実家を建て替えることとなったため、その代替事務所として、本件建物を後援会事務所兼政務調査活動用事務所として使用し始めた。平成17年初め頃に新築建物が完成し、控訴人は、新築建物に住居を移して保と同居するようになった。同建物の1階の一部に事務室と応接室があって、以後控訴人の後援会はここを主たる事務所としている。（甲9の2、甲10の2、丙3、5、17、証人吉川守〔原審〕）」

(3) 原判決20頁25行目の「（6条1項）」の次に「会派や議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額がその年度に交付を受けた政務調査費の総額に満たない場合は、市長はその残余金の返還を命じなければならない旨規定しており（7条1項），また，」を加える。

(4) 原判決21頁12行目から17行目を次の文章に改める。

「これらの規定の内容及び趣旨からすれば、本件条例に基づき政務調査費の交付を受けた会派又は議員が当該年度において交付を受けた政務調査費を、故意又は過失により市政の調査研究に資するために必要な経費以外のものに

充てた場合や、経費として支出していないにもかかわらず支出を仮装した場合には、市に対する不法行為を構成し、当該会派又は議員は、市に対し、不法行為に基づく損害賠償として、当該市政の調査研究に資するため必要な経費以外に充てた部分や仮装した支出に相当する額を賠償する義務を負うものと解される。」

(5) 原判決22頁14行目から18行目までを次の文章に改める。

「イ 前記認定事実(2)アのとおり、平成21年及び平成22年当時において本件建物の玄関上部には補助参加人の連絡事務所である旨記載された看板が設置されており、同看板には補助参加人の自宅兼後援会事務所の電話番号が記載されていたことが認められるが、「連絡」事務所とされていることで、補助参加人の本拠としての事務所ではない趣旨が表されているとも解され、また、証拠（甲11の1ないし4、丙5、証人吉川守〔原審〕）によれば、同看板は、補助参加人の事務所の存在しない場所4か所（駐車場のフェンスなど）に設置されている補助参加人の看板と、その記載内容及び配色・配置等が全く同一の看板であることが認められるから、この看板が本件建物に設置されていることをもって、本件建物が補助参加人に現実に利用されている事務所であることを示すものであると解することはできない。また、本件建物には上記看板以外には補助参加人の事務所であることを示すなんらの表示もなく、インターホンや郵便受けもないため、事務所として使用されていることが外形上明らかであるとはいひ難い上に、補助参加人は、本件建物を政務調査活動のための事務所として使用していることについて広報活動等を行ったこともなく、」

(6) 原判決23頁13行目から20行目までを次の文章に改める。

「ウ 本件建物の賃料は月額15万円で、他の議員の事務所経費（前記認定事実(7)）と比較しても到底低廉なものとは評価できず、そのような高額

の支払をしてまで本件建物を賃借する必要性があったとは認めにくいこと、上記ア、イのとおり、本件建物が事務所として利用されているというには疑問点が多く、補助参加人自身が本件建物を事務所として使用しているとの認識を有していなかったと推認されることに加えて、以下に認定・説示するとおり、本件賃貸借契約書及び賃料支払の領収書（甲4の1ないし12）には疑問な点があり、また、賃料を受領したとする保の陳述書の記載の信用性についても疑問があることから、本件建物について、補助参加人と保との間で賃貸借契約が存在した事実及び補助参加人が同契約に基づいて賃料として月々15万円を保に支払っていた事実はいずれもこれを認めることは困難であるというべきである。

(ア) 平成17年2月25日に作成されたとされる本件賃貸借契約書においては、賃料は毎月20日までに翌月分を支払うとされているところ、補助参加人の平成17年度の政務調査費の収支報告書に添付された同年度の賃料の領収書12枚（甲33の1ないし12）に記載された各月の支払日は、26日ないし28日であって、いずれも上記契約書の支払日を遅滞しており、しかも単に遅滞したというよりも、むしろ月末払いを前提とした領収日となっており、本件賃貸借契約書が、平成20年度の政務調査費に対する被控訴人による監査請求を受けてから過去に遡った日付で作成されたために、上記のような齟齬が生じたのではないかとの疑惑をぬぐいがたい。また、補助参加人は、原審における証人尋問において、最初に本件建物の賃貸借契約をしたのは本件建物の使用を開始した平成16年であり、平成17年以前にも賃貸借契約書は存在していたと思うと証言しているが、一方で、当初の賃貸借契約書が存在するにもかかわらず、平成17年に新たに本件賃貸借契約書を作成した理由について聞かれた際、監査委員に自分が答えた内容が裁判に提出されていないかを尋ねた上で、監査委員に答えたと

おりですが現在は正確な記憶がないと証言しており、その証言態度には、自らが主張する本件建物の賃貸借の経緯（特にその始期）と、作成日が平成17年2月25日である本件賃貸借契約書とのズレについて、つじつまを合わせようとする態度もうかがわれる。

上記のとおり、平成17年2月25日に本件賃貸借契約書が作成されたということには、強い疑いが残る。

(イ) 賃料支払は毎月現金の授受によって行われたとされているが、補助参加人の収支報告書に添付された12枚の領収書（丙7の1ないし12）は、市販の領収書用紙を使用したものであって、その金額欄には、回転させて金額を変更できるゴム印により「150000」との数字が刻印されているところ、千の位の「0」の位置が、他の位の「0」の位置より少し下がっており、その下がり方が12枚の領収書全てにおいて全く同じであることから、一時に作成されたことが明らかである。補助参加人は、控訴審に至って、この点に関する保の陳述書（丙18の1）を提出しているところ、同陳述書には、パーキンソン症候群のために手に振戦があって字をうまく書くことができないため、補助参加人の妻である吉川久美子にあらかじめ領収書を一度に作成しておいてもらい、同人から毎月現金で賃料を受領する都度、用意された領収書を手渡した旨記載されている。しかし上記12枚の領収書の発行日については、必ずしも毎月15日と記載されているわけではないから、領収書の記載の一部分のみ事前に作成していたということになるが、このようなことはいかにも不自然なことであって、保の上記陳述記載は採用できない。

(ウ) 保は、上記陳述書において、不動産収入116万円と年金収入72万8700円については税務申告をしていたが、本件建物の賃料収入については税務申告をしておらず、平成22年に修正申告したと記載

しており、その修正申告書（丙19の1ないし6）によれば、平成2年7月21日に至って、平成16年から21年までの本件建物賃料について修正申告をしている事実が認められるが、その修正申告の時期は、被控訴人の監査請求がなされた直後のことであるから、保が平成20年当時に現実に本件建物賃料を取得していたとするには疑問が残る。」

- (7) 原判決24頁10行目の「不自然というほかないし、」を「事務所として使うつもりであれば、父の方角のこだわりにも適応した位置へのトイレの設置を模索するのが通常であると思われるのに、それ以上の確認もせずに、トイレの設置を諦めたことは、不自然というほかないし、」と改める。
- (8) 原判決25頁11行目の「これらの全てが」から20行目未尾までを次の文章に改める。

「これらの地域意見交換会や市民相談会が本件建物において行われたものであるかには疑問が残るし、仮にこのような会合や市民相談の一部が本件建物で行われたことがあるとしても、同居する父親が所有する建物の一時的な使用として可能な範囲の事柄であって、それをもって、本件建物を政務調査活動のための事務所として月額15万円もの賃料をかけて賃借していたことが事実であり賃借の必要性があったと納得させるほどの使用状況であるとは到底いえない。また、補助参加人が、自己が行っていた政務調査活動の裏付けであるとして提出する書証（丙9ないし11、14、15）については、本件建物での活動と如何なる関係があるのかが不明なものであって、いずれも補助参加人が平成20年度に本件建物において政務調査活動を行っていたこと、あるいはそのために本件建物を賃借する必要性があったことの裏付けとなるというほどのものではない。」

- (9) 原判決26頁3行目から27頁6行目までを次の文章に改める。

「(ウ) 前記認定事実(3)のとおり、本件建物の所有者である保は、平成16年

3月及び4月頃に本件建物の屋上防水工事及び事務所設置工事を行い、平成19年11月頃においても、本件建物の外壁雨漏り及び内部修理工事を行っていることが認められるが、これらの改修工事によって本件建物が事務所としての使用に便宜となった面があるとしても、上記アのとおり、本件建物は連絡機能を備えておらず、トイレもないことからすれば、かかる改修工事を踏まえてもなお、事務所として使用するに相応の設備を備えたものであったとは認められないから、上記改修工事が行われたとの事実は、政務調査活動のために必要な賃料の支払があったとは認められないと前記認定を左右するものではない。

オ 以上によれば、平成20年度における本件建物の賃料合計180万円は、補助参加人の行う政務調査活動のために必要な事務所の設置又は管理に要する費用として支出したものとは認められない。したがって、補助参加人が、上記180万円を市政の調査研究に資するため必要な経費として収支報告書に記載して、本件政務調査費をもって充当した行為は、地方自治法100条14項、本件条例及び本件規則に反しており、補助参加人は、少なくとも過失による不法行為に基づき、堺市に対して当該充当額相当額の損害賠償義務を負うというべきである。」

(10) 原判決28頁1行目の「堺市に対して」の前に「収支報告書等を作成するに当たり、政務調査活動のために必要な賃料支出の事実がなく、政務調査事務所としての実態がないことを認識し又は容易に認識することができた以上、これに関わる本件駐車場の費用を本件政務調査費から充当することについては、補助参加人に少なくとも過失があったものというべきであるから、」を加える。

(11) 原判決28頁7行目末尾に改行の上次の文章を加える。

「 以上によれば、補助参加人は控訴人に対して不法行為に基づき本件各支出相当額192万円及びこれに対する不法行為の後の日であることが明ら

かな平成21年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。」

2 当審における補助参加人の補充主張に対する判断（原判決引用部分及びその補正により判断済みの部分を除く。）

(1) 補助参加人は、本件建物にトイレがないことは、スーパーマーケットの事務所として使用していた当時から変わっておらず、その当時から何らの不都合もなかったと主張する。

しかし、スーパーマーケットの事務所としての利用がどの程度のものであったかは明らかではないものの、一般的にいえば、政務調査費によって雇用している事務員2名が事務をするべき事務所として、また、外来者を含む各種の会合を開くべき事務所として本件建物を利用するとすれば、トイレや固定電話及びファックスが存在しないことの不便さは、スーパーマーケットの事務所として利用していた頃とは、格段の違いがあるというべきである。

(2) 補助参加人は、本件建物には、事務所向けの低圧電力の契約がなされないと主張する。しかしながら、前記認定の現実の電力使用量からみても、特に低圧電力の契約が存在することをもって、本件建物が事務所として利用されていたとまで認定することはできない。

(3) 補助参加人は、自宅兼後援会事務所においては、10名以上の会合を行うことは物理的に不可能であり、自治会館の利用は大人数の場合であるので、本件建物での会合の必要性を否定することはできないと主張し、また、年10回の地域意見交換会のためには、それを行うための準備等の会合もあって、それらが本件建物で行われたと主張する。しかし、自治会館の使用が少人数ではできないとは考え難いし、前記認定の本件建物の事務所としての使い勝手の悪さや、補助参加人が本件建物を政務調査のための事務所として使用していることを広報すらしない状況において、補助参加人が主張する上記の会合が本件建物でなされており本件建物を高額の賃料で賃借する必要性があつ

たと認めるには疑問が残るというべきである。

- (4) 補助参加人は、本件建物の1階の倉庫部分には会議での資料等が保管されていると主張する。当審において提出された写真（丙28）には、本棚に資料と思われる冊子等が並べられていることが認められるが、その撮影日は平成24年12月9日のことであって、前記認定（原判決引用部分）のとおり、平成22年7月ないし平成23年5月当時の写真（丙4）においては、特に資料等が保管されている様子はうかがわれない。
- (5) 補助参加人は、事務員2名は、週2日ないし3日勤務して調査活動に必要な書類の作成・整理、来客の応対、電話番等の事務をしており、自宅兼後援会事務所が使い勝手がよいことから本件事務所に常駐していないものの、常駐していないことをもって、事務所の必要性を否定することはできないと主張する。

甲17号証によれば、補助参加人は、事務員の賃金合計125万1700円のうち、106万2840円を政務調査費で充当している。補助参加人は原審において、政務調査に要した事務員賃金を含む支出の総額は395万7050円であったが、本件政務調査費が336万円しかないとため、残額は自費で負担した旨証言しており、前記の事務員賃金のうち政務調査費で充当した金額以外の金額は自己負担をしていることが認められるが、平成19年度及び20年度の補助参加人の後援会の収支報告書（甲16の1・2）では人件費の支出はないから、事務員2名が政務調査活動のための事務員であることは明らかであり、補助参加人もそのことは前提としているものと解されるので、事務員2名は、補助参加人の位置付けからすれば、本来は常時本件建物において勤務するのが通常の形態であることになるはずである。しかるに、補助参加人自身も、事務員が補助参加人の自宅兼後援会事務所でも勤務していたことを自認しており、本件建物の前記の設備状況（固定電話、ファックス、郵便受け、インターホン、コピー機及びトイレの欠如）や水道・電力の

使用状況からみれば、むしろ、事務員は自宅兼後援会事務所に常駐していたものと推認されるというべきである。当審において補助参加人が提出した事務員の1人芝山千津美（補助参加人の姉）の陳述書（丙21）を見ても、同人が本件建物でどのような事務を行っていたかについては具体的な指摘はないといわざるを得ない。したがって、事務員の勤務場所からみても、本件建物が補助参加人の政務調査事務所として使われていたとはいいがたい。

- (6) 補助参加人は、本件建物の恒常的利用が認められないとしても、市政に関する調査研究活動に供される割合に応じた金額について、政務調査費として充当することが認められるべきであると主張するが、前記認定のとおり、本件建物において政務調査活動が行われていたことを認めるには至らず、また、保に対する賃料の支払事実自体も認めることが困難なのであるから、控訴人の上記主張は失当である。
- (7) 補助参加人は、本件駐車場の賃料支払について、仮に、自宅兼後援会事務所が政務調査活動のための事務所を兼ねていたとすると、本件駐車場の利用は、後援会活動関係の来訪者のみに限定されているものではなく、政務調査活動関係の来訪者のためにも利用されていたのであるから、本件駐車場の賃料支払は本件使途基準に合致した支出であると主張する。

しかしながら、補助参加人は、被控訴人による監査請求以来原審の口頭弁論終結に至るまで一貫して、政務調査活動は自宅兼後援会事務所では行わず本件建物で行ってきたと主張し、本件建物の来客のために本件駐車場が必要であったと主張してきたものであって、立証においても、本件建物の来客に本件駐車場を利用させたとの立証を行ってきていた。したがって、控訴人の上記主張は時機に遅れたものといえるだけでなく、自宅兼後援会事務所において政務調査活動を行いその来客のために本件駐車場が必要であったことを示す証拠は存在しておらず、控訴人の上記主張は採用できない。

3 結論

以上によれば、被控訴人の本件請求は理由があるから、これを認容すべきである。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

坂 本 倫 城

裁判官

西 垣 昭 利

裁判官

石 井 寛 明

これは正本である。

平成 25 年 3 月 22 日

大阪高等裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 蒔 田 豊 人